特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 | |
|-------|----------------------|-------|
| 28 | 重度心身障害者医療費支給に関する事務価書 | 基礎項目評 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、重度心身障害者医療費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

I 関連情報

連絡先

| _I 関連情報 | |
|---------------|--|
| 1. 特定個人情報ファイル | を取り扱う事務 |
| ①事務の名称 | 重度心身障害者医療費の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 上尾市重度心身障害者医療費支給条例に基づき、重度心身障害者に対し医療費の一部を支給する。 (1) 支給の額の計算に関する事務 (2) 受給資格の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 変更届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (4) 再交付の申請の受理又はその申請に対する応答に関する事務 |
| ③システムの名称 | 障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル | 名 |
| 受給者情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第2項 上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の3 別表第2の18 の項 |
| 4. 情報提供ネットワーク | システムによる情報連携 |
| ①実施の有無 | <選択肢> |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 |
| 5. 評価実施機関における | 6担当部署 |
| ①部署 | 健康福祉部 障害福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示 | •訂正•利用停止請求 |
| 請求先 | 総務部 総務課 |
| 8. 特定個人情報ファイル | の取扱いに関する問合せ |
| | |

健康福祉部 障害福祉課

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|----------|-------------------|-------------|---|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人以上1万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| いつ時点の計数か | | | 令和5年1月1日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者 | 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 5年1月1日 時点 | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか | |] | 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | |
|--|-----------|-------------------|-------|-------|---|------------|--|
| <選択肢> | | | | | | | |
| 2)人は3)を送がした計画失地級関に 20・Cは、C10 C10 星点項目計画音入は至項目計画音に630・C、アハノ対象の計画が記載されている。 | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(| 情報提供 | キネットワークシスラ | テムを通じ | た入手を関 | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | | | | | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移動 | 妘(委託ヤ | ・ 情報提供ネットワー | ウシステム | な通じた提 | |]提供・移転しない | |
| 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ノステムと | との接続 | | []接 | |]接続しない(提供) | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か | [| |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 7. 特定個人情報の保管・ | 消去 | | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 8. 監査 | | | | | | | |
| 実施の有無 | [0] | 自己点検 | [0] | 内部監査 | [] 外部監 | 查 | |
| 9. 従業者に対する教育・ | 李発 | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [| 十分に行っている |] | | く選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------|---|---|------|------------|
| 及文日 | 78日 | 发 文的 0 的 4 4 4 | 変更後の記載 | 近山村初 | 近山内別に深る武引 |
| 令和4年1月4日 | I 3 法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例 別表第1の3 別表第2の 15の項 上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する規則第5条第15項 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第2項上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の3 別表第2の18の項 | 事後 | 評価再実施に伴う変更 |
| 令和4年1月4日 | I 4 ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 | 【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシ ステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 | 事後 | 評価再実施に伴う変更 |
| 令和4年12月28日 | Ⅱ 1.対象人数 | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 評価再実施に伴う変更 |
| 令和4年12月28日 | Ⅱ 2.取扱者 | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 評価再実施に伴う変更 |
| 令和5年12月28日 | Ⅱ 1.対象人数 | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 評価再実施に伴う変更 |
| 令和5年12月28日 | Ⅱ 2.取扱者 | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 評価再実施に伴う変更 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |